

令和3年8月

【学部 日本人学生対象】

日本学生支援機構 給付奨学金の受給者へ

学生支援課奨学支援係

◆令和3年度後期授業料免除の申請について

大学への後期分授業料免除の申請には、以下の書類の提出が必要となりますので期限までに必ず提出してください。

「**A様式2_授業料減免の継続に関する申請書**」

※上記の書類は大学ホームページより印刷してください。

提出期限：9月17日(金) 提出先：学生支援課 奨学支援係

★授業料減免の結果については、12月中に保護者の方へ郵送いたします。
(結果が届くまでは授業料の納入は猶予されることとなります。)

●給付奨学金の支援区分の見直しについて

毎年夏頃にマイナンバーから取得した情報により、支援区分（第Ⅰ～第Ⅲ）の見直しが行われます。再審査の結果は、9月2日以降にスカネットパーソナル「奨学生番号ごとの詳細情報」画面の「支援区分適用履歴」で確認してください。（『給付奨学生のしおり』26頁より）

支援区分に変更が生じた場合、10月以降の1年間の給付月額が変更となります。また、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。なお、後期分の授業料減免の判定は、見直し後の給付奨学金の支援区分に応じたものとなります。

*****お知らせ*****

奨学金手続きについて、提出期限超過や、案内メールを見ていない方、連絡のつかない方が増えています。大学から連絡があった場合は、必ず折り返しのご連絡をお願いします。